

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（市町行財政課）

一 改正の理由

広島県の実務を市町が処理する特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の一部改正に伴い、規則に基づく事務の範囲を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

特例条例第二条の表の  
第二十号の二(48)に規定  
する事務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく  
事務のうち、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の書  
換え交付及び再交付等

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十三年七月十一日

★ 広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（環境保全課）

一 改正の要旨

港湾法の一部改正により港湾の種類として新たに国際拠点港湾等が追加等され、広島港が国際拠点港湾となったことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年七月十一日